

平成27年7月3日

日向市議会議長 畝原幸裕 様

提出者

日向市議会

議会運営委員長 黒木金喜



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第6号 日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会会議規則（昭和34年日向市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（欠席の届出） 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	（欠席の届出） 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>
（議席） 第4条 [略] 2・3 [略] 4 議席には、番号及び氏名標を<u>付ける</u>。	（議席） 第4条 [略] 2・3 [略] 4 議席には、番号及び氏名標を<u>付ける</u>。
（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を<u>付け</u>、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 [略]	（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を<u>付け</u>、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 [略]
（投票） 第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を<u>備え付け</u>の投票箱に投入する。	（投票） 第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を<u>備え付け</u>の投票箱に投入する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を附けることができない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(閉会中の継続審査)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を附けることができない。

(請願の審査報告)

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を附け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについてはその旨を附記しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(閉会中の継続審査)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(請願の審査報告)

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについてはその旨を付記しなければならない。